誰いふ共なく申出したり、十一十二の頃ゟ子ども連立て、手習に通ひける、是もと至極きれいに色白くして、ぬき衣紋に著なしあるきし故、首筋長きやうに見へたり、金吹町手習指南馬場條助方へ通ひけり、名はおつよと云けり、嫁入頃に成て、人のいふ所、凡鐘撞といふ者は、至て罪深き者にて、自然と人の恨を請るなり、仍て其女轆轤首たり、いか程も金付べし抔いへども、貫んと云人なしと、江戸中に取沙汰するといへども、其證なし、皆是空事なり、以前入聟を取しに、二人寢の新枕過て、夜更人靜まりて、おつよが寢姿うるはしく、聟は目を覺し見とれて、燈火をかき立たりしに、おつよが首自然とぬけ出て、六尺屏風の上へ其首上りけると云ふらして、貫はんと云人もなく成しが、時節有て、去年戊四月、神田白壁町山口丈庵と云醫師、活氣者にて、ろくろ首にても苦からず、貫ふべしとて婦妻とす、隨分おつよ、女業かけたる事なく、夫婦中むつましく、當三月一子をもふけたり、轆轤首も時節有て、平愈するものか、但醫師丈庵が、匕先の宜する所か、今は目出度、いもせの枝葉榮へて居たりけり、

〔新撰字鏡肉〕脰大候反、去、項衡駕處、猶項也、宇奈已夫、又宇奈自、胡講反、和名宇奈之、頸後也、公羊傳注云、齊人項謂之脰、田侯反

〔倭名類聚抄三頭面〕項　陸詞云、項頸後也、

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕仁德紀、新撰字鏡古本、醫心方、同訓、新撰字鏡、脰字亦同訓、今俗呼衣利久比、又衣利毛止、○略中　按玉篇、項頸後也、陸氏蓋依之、說文、項頭後也、釋名項确也、堅确受枕之處也、王念孫曰、項之言直項也、漢書息夫躬傳云、有直項之名、是項與直同義、○略中　所引○公羊傳　莊十二年注文、原書作脰頸也、齊人語、按說文、脰項也、與公羊傳注不同、頸頭莖也、項頭後也、蓋脰兼是二義、故郭璞注爾雅燕、白脰烏云、脰頸也、注麏麌短脰云、脰項也、公羊傳、宋萬搏閔公絕其脰、故注云頸、不云項、源君引作項誤、王念孫曰、脰之言豎立也、

〔伊呂波字類抄字人體〕項ウナシ　頸　脰已上同